

固定資産評価審査委員会について

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査の申出ができます。審査申出は、固定資産税の納税通知書を受け取った日以後3か月以内に行うことができます。

審査委員会に審査申出をすることができる事項は、価格に関することに限られます。

※価格以外（課税標準、税額等）への不服については、市長に対し『行政不服審査法第2条に規定する審査請求』をもって主張することになります。

審査の流れ

